

# 令和5年度

## 芦屋市防犯カメラ設置補助事業

### 【募集要項及び利用の手引き】

※本書は、補助事業を適切に利用していただくための手引きです。

申請をご検討の際には、必ずご一読ください。

#### 受付期間

令和5年7月1日から令和5年9月30日まで

※実績報告書を遅くとも令和6年2月29日までに提出する必要があります。

#### 受付窓口

芦屋市都市政策部都市基盤室

道路・公園課 交通安全係(東館2階) E21番窓口

住所: 〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

電話☎: 38-2480

FAX☎: 38-2163

# 令和5年度芦屋市防犯カメラ設置補助事業 募集要項

## 事業の目的

地域の防犯活動を推進し、犯罪のない安全・安心なまちの実現を図るため、防犯カメラの設置を行うまちづくり防犯グループ及び地域団体に対し、その設置費用の一部を補助します。この事業における防犯カメラとは、犯罪の予防を目的として常設する映像撮影機器であって、映像の記録機能があるもののことを言います。

## 受付期間

令和5年7月1日から令和5年9月30日まで

## 補助対象期間

補助金交付決定後に設置工事の着手が補助の条件となります。また、令和6年2月29日までに実績報告書・補助金交付請求書の提出が必要です。

※交付決定前に設置工事に着手されると、補助を受けられない場合があります。

## 補助額

新規設置 12 万円

更新 6 万円

※設置費用が補助金額を下回る場合は実費相当額を上限とします。

※予算上限に達し次第終了となります。

## 申請方法

・所定の申請書及び関係書類を作成し、道路・公園課へ郵送又は持参にて提出してください。

・申請書等の様式は、芦屋市ホームページよりダウンロードできます。

URL <https://www.city.ashiya.lg.jp/kensou/bouhan01.html>

QRコード

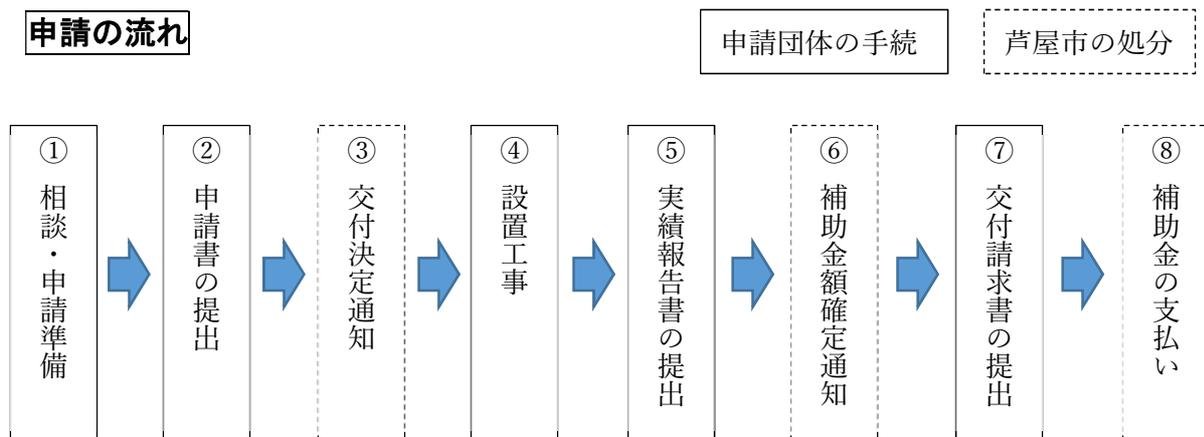


(※申請書類等の郵送をご希望の場合は道路・公園課までご連絡ください。)

## 申請に必要な書類

- 芦屋市防犯カメラ設置費補助金交付申請書
- 地域団体等の概要資料(地域団体の規約、役員名簿の写し等)
- 防犯カメラ設置計画書
- 地域安全マップ(危険箇所について検討がなされた結果を示す図面)
- 防犯カメラの設置位置がわかる位置図
- 防犯カメラ設置個所の写真及び想定撮影画像
- 防犯カメラの仕様書等の写し(カメラ、レコーダーの機能要件を有することが分かるもの)
- 見積書の写し(カメラ、レコーダー等の購入費、設置工事費)
- 調査票
- 防犯カメラの設置等に係る収支予算書
- 防犯カメラの設置及び運用に関する基準
- 防犯カメラの設置等に必要となる許可書等の写し
- 防犯カメラの設置等及び維持管理に関し地域団体等の合意形成に係る誓約書
- 暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書
- 公益上特に必要があるとして国又は他の地方公共団体へ公開することの承諾書

## 申請の流れ



## 補助対象団体

まちづくり防犯グループ又は以下に掲げるすべての要件を満たす地域団体

- ① 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
- ② 活動を行う地域の多数の世帯・住民で構成されていること。
- ③ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。
- ④ 規約及び代表者を決めていること。

## 補助対象経費

- ① 映像撮影機器(カメラ)、映像表示機器(モニター)、映像記録機器(レコーダー)、その他の防犯カメラシステムを構成する機器の購入に要する経費
- ② 上記機器の取付け又は設置工事に要する経費
- ③ 防犯カメラ設置を明示する標識の購入並びに設置工事に要する経費

## カメラの機能要件

- ① 有効画素数が38万画素以上であること。
- ② カラー画像であること。
- ③ 作動時間が1日24時間であること。
- ④ 夜間でも人物等が識別できる撮影機能があること。

- ⑤ 屋外用として使用できる防雨機能があること。

#### **レコーダーの機能要件**

- ① 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること。
- ② 記録間隔が1秒間に4コマ以上であること。
- ③ 有効画素数が38万画素以上での記録ができること。
- ④ 外部記録媒体に画像が記録できる機能を有すること。

#### **情報流出防止措置**

- ① 固定や施錠設備によるレコーダー、外部記録媒体等の盗難防止措置をとること。
- ② ネットワークシステム及び外部記録媒体のパスワードの適切な設定と定期的な変更等による記録映像の流出防止措置をとること。
- ③ 外部記録媒体等へ不用意に情報転送できない措置をとること。

#### **設置目的**

以下に掲げる目的のために供さないこと。

- ① 住宅、駐車場、事務所、神社、仏閣等の私有財産の管理目的
- ② 自治会館等の公有財産の管理目的
- ③ 道路、公園、その他不特定多数が利用する公共の空間以外の空間を主として撮影する目的

#### **地域の合意**

防犯カメラの設置等及び維持管理等に関し地域団体等の合意を形成すること。

#### **設置許可等**

防犯カメラの設置等に関し権利者(所有者、占有権者、又は道路管理者など)の許可、承諾等を得ること。

### **防犯カメラ設置の表示**

防犯カメラ設置の旨及び設置者の名称を明示する標識を掲出すること。

### **防犯カメラの設置及び運用に関する基準**

「芦屋市内防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に適合及び下記の要件を含む防犯カメラの設置及び運用に関する基準を定めること。

- ① 管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務に関すること。
- ② 撮影していること及び設置者の名称の明示に関すること。
- ③ 記録した映像の保管方法、保管期間及び保管期間終了後の消去方法に関すること。
- ④ 記録した映像の利用及び提供の制限に関すること。
- ⑤ 苦情処理の対応に関すること。
- ⑥ その他防犯カメラの管理及び運用に関すること。

### **情報提供の承諾**

公益上特に必要があるとして国又は他の地方公共団体へ下記の事項について公開する承諾ができること。

- ① 設置する防犯カメラの設置位置、撮影範囲に関すること。
- ② 地域団体等の役員、連絡先に関すること。
- ③ 特に捜査機関に関しては地域団体等の捜査協力意思に関すること。

### **防犯カメラの更新**

- ① 更新対象の防犯カメラが設置後5年以上経過したものであること。

※ただし、やむを得ないと認められる場合は、この限りではありません。

- ② 既存防犯カメラに替えて同一場所及び同一方向で撮影する防犯カメラを設置すること。

## その他留意事項

### ① 地域安全マップの作成について

- ・地図は要件を満たしていれば、体裁は問いません。ただし、A3 又は A4 とします。
- ・著作権を有する地図を利用する場合は発行元の許可が必要です。
- ・国土地理院の地図を利用する場合は、許可は不要です。

## 地域安全マップ

(令和5年〇月〇日      △△自治会 作成)			
<p>(例1) 【設置理由】 人通りが少なく、危険箇所であるため、防犯カメラの設置が必要</p> <p>【危険箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入りやすい場所 フェンス等がなく、誰でも侵入可能</li> <li>○見えにくい場所 細い路地で人目に付きにくい</li> </ul>			
<p>(例2) 【設置理由】 通学路に近く児童が危険箇所に連れ込まれやすいため、防犯カメラの設置が必要</p> <p>【危険箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入りやすい場所 侵入口がいくつもあり、誰でも容易に入ることができる</li> <li>○見えにくい場所 周囲が高い壁に囲まれ見通しが悪い</li> </ul>			
<p>(例3) 【設置理由】 周囲に防犯カメラの設置がなく、危険箇所であるため、防犯カメラの設置が必要</p> <p>【危険箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入りやすい場所 塀がなく、どこからでも侵入可能</li> <li>○見えにくい場所 植木の葉が生い茂り、目隠しとなって見通しが悪い</li> </ul>			
<p>(例4) 【設置理由】 夜間の人通りが少なく、子どもが危険箇所に連れ込まれやすいため、防犯カメラの設置が必要</p> <p>【危険箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○入りやすい場所 フェンス等がなく、誰でも侵入可能</li> <li>○見えにくい場所 細い路地で人目に付きにくい</li> </ul>			
<p><b>【記載する項目】</b>      ※ 以下の項目を地図に書き込んでください。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助事業での防犯カメラ設置場所</li> <li>→ 防犯カメラの撮影方向</li> <li>■ 危険箇所</li> </ul> </td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>× 子どもを守る110番の家・店</li> <li>△ 既に設置されている防犯カメラ</li> <li>--- 学校の通学路(※学校の位置も記載してください)</li> </ul> </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助事業での防犯カメラ設置場所</li> <li>→ 防犯カメラの撮影方向</li> <li>■ 危険箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 子どもを守る110番の家・店</li> <li>△ 既に設置されている防犯カメラ</li> <li>--- 学校の通学路(※学校の位置も記載してください)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 補助事業での防犯カメラ設置場所</li> <li>→ 防犯カメラの撮影方向</li> <li>■ 危険箇所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>× 子どもを守る110番の家・店</li> <li>△ 既に設置されている防犯カメラ</li> <li>--- 学校の通学路(※学校の位置も記載してください)</li> </ul>		
<p><b>【設置理由】及び【危険箇所】の説明(例1～4参照)</b></p>			

## ② 地域の合意について

- ・防犯カメラを設置する際は、個人のプライバシーに対する配慮が必要です。防犯カメラの設置について必ず住民に説明し、各団体の総会や役員会などで、地域住民の合意を得た上で申請してください。
- ・特に撮影範囲に住宅等が含まれる方に対しては撮影について個別に説明し、書面にて同意を得るようにしてください。

## ③ 設置場所の許可について

- ・設置場所が私有地等場合は、その所有者等と事前に相談し、許可等を得てください。
- ・設置場所が道路や公園の場合は、道路・公園課で設置可能か確認します。

## ④ 実績報告書の提出期限について

事業完了日から30日以内または令和6年2月29日(木曜)のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書等の必要書類の提出(※必着)をお願いします。提出期限までに報告書等の提出がない場合、補助金をお支払いできません。

## ⑤ 補助金の支払いについて

補助事業実績報告書等を審査のうえ、当該事業が交付決定の内容及び条件に適合すると認められるときは補助金額を確定し、申請団体からの補助金交付請求書に基づき指定口座への振込により補助金を支払います。補助金の支払いは実績報告後の支払いとなります。

## ⑥ 補助対象外となるものについて

以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助対象外となります。

- ア 既存設備の撤去に要する経費
- イ 土地造成、土地又は建物等の使用若しくは取得又は補償に要する経費
- ウ 防犯カメラシステム維持管理(賃貸費を含む)に要する経費
- エ 地域団体自らが行う作業にかかる人件費
- オ 市や県が過去に補助した同一箇所(同一システム)への補助事業
- カ 市の他の制度で補助金の支給がなされている事業

## ⑦ 採択・交付決定の取り消し、補助金の返還について

以下に掲げる事項のいずれかに該当するときは、補助金交付申請団体としての採択の取消し、補助金交付決定の取消し、補助金の返還を求める場合があります。

- ア 芦屋市防犯カメラ設置費補助金交付要綱の規定に違反したとき。
- イ 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- ウ 交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- エ 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

⑧ よくあるお問い合わせ

1	申請後に金額や仕様の変更があった場合はどうすればよいですか？	設置費補助事業変更申請書に防犯カメラ変更計画書、その他変更点分かる書類を添付し、道路・公園課までご提出ください。
2	複数個所への設置を検討していますが、可能でしょうか？	1団体につき新規設置、更新それぞれ一箇所（1件）が補助金対象となります。
3	防犯カメラの設置場所等について警察との相談は必要ですか？	芦屋警察生活安全課に相談してください。